

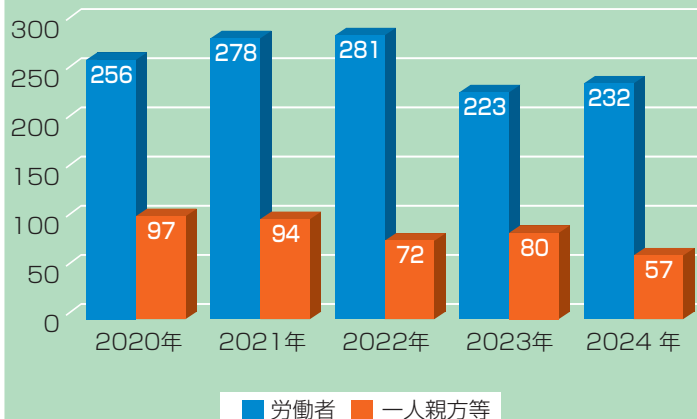
# 建設業の一人親方等に仕事を 発注する事業者のみなさまへ

厚生労働省では 2014 年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。建設現場における一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

みなさまが一人親方等に発注する際に必要と思われる事項をご確認ください。

## 建設業の死亡災害発生状況

(人)



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

直近5年間（2020～2024）の建設業の労働災害による死者数（年間平均）は  
**254 人**

一方、一人親方等の死者数（年間平均）は  
**80 人**

事故の型別では  
「墜落・転落」の占める割合が  
**約 65%**と最も高い



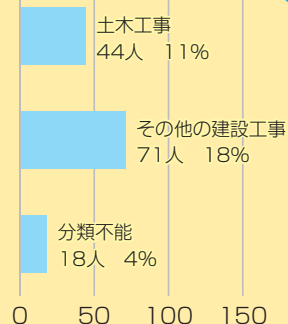
2020～2024年の5年間で400人も一人親方等が亡くなられています

## 一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生

### 建築工事

267人 67%



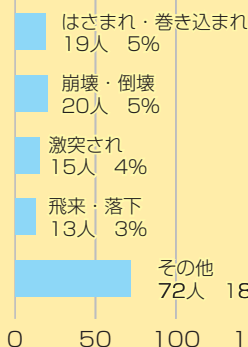
建築工事の内訳では…

**木造家屋建築工事 97 人**  
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋工事 48 人  
その他の建築工事 122 人

墜落・転落が6割

### 墜落・転落

261人 65%



発生した場所で見ると…

**屋根、はり、もや、けた、合掌 74 人**  
足場 68 人  
はしご等 45 人  
その他 82 人



## (1) 元請等の事業者が一人親方等に仕事を発注する際に遵守すべき事項

### ①一人親方等の就労状況を把握する

一人親方等に仕事を依頼し就労させる場合には、「再下請負通知書」等を提出させることにより、先次の協力会社や元請が一人親方等の就労状況を把握できるようにします。再下請負通知書が提出されないままだと、工事関係者に一人親方等が就労していることが伝わらず、毎日の安全工程打合会で検討される翌日の作業内容が一人親方等に十分に周知されないままとなり、災害が発生する原因となります。

### ②作業間の連絡と調整を怠らない

特定元方事業者（建設業及び造船業の元請）は、混在して作業することによる災害を防止するため、一人親方等を含む混在作業に関連するすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整をする必要があります。特に、周辺での作業を把握していなかったために災害が発生しやすい車両系建設機械や移動式クレーンを用いて作業する場合の作業計画等は、一人親方等とも情報を共有するとともに、災害の危険がある場合は、作業間の連絡と調整をする必要があります。また、下請事業者が一人親方等を使用する場合には、下請事業者と同様に調整等をするよう指導します。

### ③新規入場者教育を必ず実施し、独り作業等を管理する

一人親方等は独りで作業することがほとんどであり、その分、不安全行動を他から注意される機会が稀になります。また、一人親方等は途中から現場に入退場することから、途中入場時には、当日の安全指示や注意事項を職長に必ず確認してから作業し、途中退場時には、災害発生の有無を職長に必ず報告させるよう指導しましょう。特に新規入場時教育（下記（3）参照）は必ず受講させ、現場のルールをよく理解させましょう。また、一人親方等は、スポット作業となることも多く、工事関係者に報告することなく、勝手に作業した結果災害が発生してしまった事例もあります。一人親方等の作業を常に把握し不安全な状態で作業していないか確認しましょう。

## (2) 一人親方等に講ずべき安全衛生対策

### ①KY活動と始業前点検を徹底させましょう

KYは安全の要です。しかし、一人親方等のKYは「一人KY」とならざるを得ません。「自問自答カード」を作成、使用して必ず「声だし」による「一人KY」を実施させましょう。

### ②資格の保有状況を確認してから作業させる

免許や技能講習、特別教育が必要な作業の場合には、事前に必ず必要な資格を確認し、保有してなければ取得してから作業させるようにします。

### ③作業を変更する時には、元請、協力会社への報告を徹底させる

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更した結果、災害が発生することがあります。作業を変更する場合、協力会社の職長を通じて元請に必ず報告させ、元請の承認を得てから作業に取りかかるようにさせましょう。

## (3) 一人親方等が現場入場時に共有すべき事項

新規入場者教育時に共有すべき主な内容は、以下のとおりです。

### ①所長の方針

元請や一人親方等が関係する協力会社の所長の安全衛生方針、重点実施事項等

### ②工事の概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等

### ③施工を管理する体制

元請工事事務所の組織、安全衛生管理体制等

### ④現場の配置図

現場の施工範囲、工事事務所への出入り口、通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示

### ⑤車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の入場ルート、工事用駐車場の位置、現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等

### ⑥基本的な事項

朝礼、TBM、KY活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等

### ⑦現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等の遵守事項や所長方針等の現場独自のルール

### ⑧品質・環境・その他

施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、整理整頓・清掃の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等

### ⑨一人親方等の遵守事項

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など一人親方等の遵守すべき事項

## (4) その他必要と思われる事項

### ①重点実施事項

一人親方等には以下の3点を励行させることとし、パトロールの際などに重点的に点検することとします。

- ・現場の安全設備の不具合を発見したら改善を申し出ること
- ・現場の安全設備を取り外したら必ず元に戻すこと
- ・ひと作業ひと片付けで作業を進めること

### ②安全運動

現場の実作業で次の運動や活動を実施させ、習慣として定着させます。

#### ・声掛け運動

現場での挨拶は「声掛け運動」の基本です。保安帽の見やすい場所に氏名を記載し、挨拶時に名前を呼び合うようにしましょう。声掛け運動の本来の狙いは、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意することにあります。体調不良の作業員に「大丈夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

#### ・KY 活動

以前は現場での朝礼を実施した後、TBM 時に安全広場で行っていましたが、最近では、「現地 KY」が普及しています。一人親方等は現地で「一人 KY」を行うことになりましたが、危険予知を重点的に行い、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人 KY」を実施するとより効果があるでしょう。

#### ・指差呼称

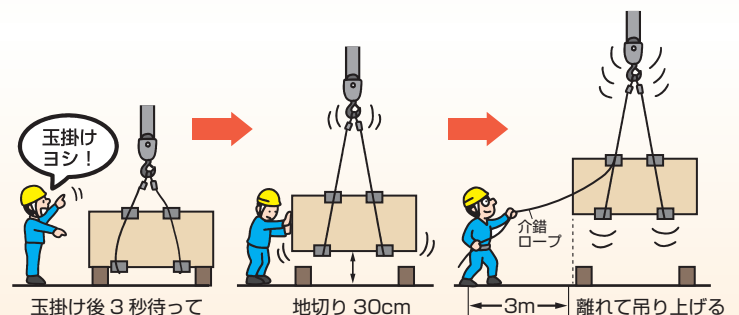
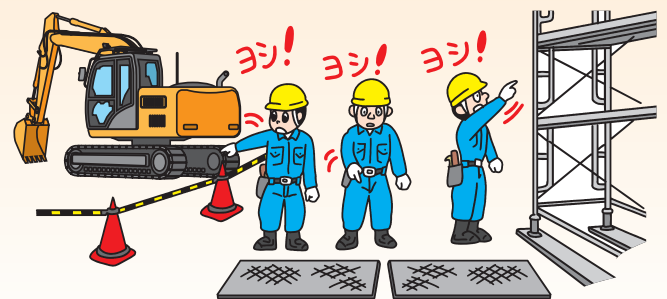
作業開始前に作業場所を指差呼称しながら点検しましょう。視線に指を添えて見て声を出して確認することで見たくない現場の不具合を発見できることがあります。大きな声でなくてもよいので、「指差」して持場を点検してください。元請も指差確認しながら現場を巡視するのも「指差呼称」を定着させる確かな方法の一つです。

#### ・ヒヤリ・ハット

作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からひやりとしたり、はっとしたことの有無を聞き取り、あれば元請に報告させ、原因の究明と再発防止対策を講じます。必要に応じて翌日の朝礼で紹介するなどして災害の芽を事前に摘むことができます。

#### ・その他

重機との接触災害を防止するための「グーパー運動」、吊り荷による飛来落下災害を防止するための「3・3・3運動」などがあります。それぞれの目的を理解させ、正しく行われるよう指導してください。



## 建設職人基本法に基づく基本計画（令和5年6月改訂）

建設工事従事者の安全及び健康の推進のため、基本計画が改訂され以下の事項が追加されています。

- 1 安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳明示する標準見積書の作成・普及
- 2 一人親方との取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負契約の確保
- 3 現場の安全性促進のため、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおける安全な工法等の研究開発・普及
- 4 処遇の改善及び地位の向上のため、新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 5 墜落・転落災害の防止のため、①足場・屋上等の端、低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成・普及、②足場点検の確実な実施のための措置の充実、③一側足場の使用範囲の明確化
- 6 健康確保のため、①熱中症予防のための暑さ指数の把握と対策、②騒音による健康障害防止のための作業環境測定、健康診断、労働衛生教育、③解体・改修工事における石綿ばく露防止のための事前調査の実施、その結果に基づく作業の実施と記録の作成
- 7 多様な人材確保のため、①女性の定着促進に向けた現場の労働環境の整備、仕事と家庭の両立のための働き続けられるための環境整備、②増加する外国人労働者への安全衛生教育手法、ピクトグラム安全表示の開発、③「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組、転倒防止の取組

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約330人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2020年～2024年における建設業の死亡災害発生件数の平均

## 〇労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は  
下記HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



**安全衛生経費について  
のお問い合わせ先**

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問  
合  
せ  
先

**手すり先行工法等ガイドラインについて** 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索

